

平成30年 第4回 飯塚市議会定例会 議案

議案番号	件 名	摘要	ページ
89	平成30年度 飯塚市一般会計補正予算(第5号)		
90	平成30年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)		
91	平成30年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算(第2号)		
92	平成30年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)		
93	平成30年度 飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)		
94	平成30年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)		
95	平成30年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)		
96	平成30年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)		
97	平成30年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)		
98	平成30年度 飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算(第1号)		
99	平成30年度 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)		
100	平成30年度 飯塚市水道事業会計補正予算(第1号)		
101	平成30年度 飯塚市工業用水道事業会計補正予算(第1号)		
102	平成30年度 飯塚市下水道事業会計補正予算(第1号)		
103	平成30年度 飯塚市立病院事業会計補正予算(第1号)		

議案番号	件名	摘要	ページ
104	飯塚市議会議員及び飯塚市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例		5
105	飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例		10
106	飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例		12
107	飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例		15
108	飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例		17
109	飯塚市同和会館及び人権啓発センター条例の一部を改正する条例		19
110	飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例		23
111	飯塚市同和対策施設条例を廃止する条例		25
112	飯塚市納骨堂条例		26
113	飯塚市農林水産業施設災害復旧事業受益者分担金条例の一部を改正する条例		28
114	飯塚市農業施設条例		31
115	飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例		34
116	飯塚市児童遊園条例の一部を改正する条例		39
117	訴えの提起(鹿毛馬神籠石敷の共有物分割等請求)		41
118	事務の受託(電子情報処理組織による戸籍事務)		44

議案番号	件名	摘要	ページ
119	ふくおか県央環境広域施設組合の設立について		46
120	ふくおか県央環境施設組合規約の変更について		52
121	ふくおか県央環境施設組合の解散について		54
122	ふくおか県央環境施設組合の解散に伴う財産処分について		55
123	飯塚市・桂川町衛生施設組合規約の変更について		58
124	飯塚市・桂川町衛生施設組合の解散について		60
125	飯塚市・桂川町衛生施設組合の解散に伴う財産処分について		61
126	市道路線の廃止		64
127	市道路線の認定		67
128	直接請求に係る飯塚市政治倫理条例の制定		75
報告 第25号	専決処分の報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)		89
報告 第26号	専決処分の報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)		91
報告 第27号	専決処分の報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)		93
報告 第28号	専決処分の報告(市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)		95
報告 第29号	専決処分の報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)		97



飯塚市議会議員及び飯塚市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年12月7日提出

飯塚市長 片 峯 誠

#### 提案理由

公職選挙法施行令の一部を改正する政令(平成28年政令第194号)が施行されたことに伴い、同令の規定を参考にしている市議会議員選挙及び市長選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスター作成の公費負担の限度額を引き上げ、また選挙運動用ビラの作成を公費負担するため、本案を提出するものである。

#### 飯塚市議会議員及び飯塚市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市議会議員及び飯塚市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成18年飯塚市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第141条第8項」の次に「、第142条第11項」を加え、「及び法」を「、法第142条第1項第6号のビラ(以下「選挙運動用ビラ」という。 )の作成及び法」に改める。

第2条の見出し中「使用及び選挙運動用ポスターの作成」を「使用等」に改め、同条中「使用し、」の次に「選挙運動用ビラ及び」を加える。

第3条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 選挙運動用ビラの作成 ビラの作成を業とする者

第4条第1項中「選挙運動用ポスターの作成については第3項」を「選挙運動用ビラの作成については第3項に定める金額を、選挙運動用ポスターの作成については第4項」に改め、同項第2号ア中「1万5,300円」を「1万5,800円」に改め、同号イ中「7,350円」を「7,560円」に改め、同条第3項中「510円48銭」を「525円6銭」に、「30万1,875円」を「31万500円」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に

次の1項を加える。

3 選挙運動用ビラの作成に関する金額は、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、7円51銭を超える場合には、7円51銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、1円とする。)とする。

第5条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 選挙運動用ビラの作成 候補者1人について、7円51銭に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額とする。

附 則

この条例は、平成31年3月1日から施行する。

飯塚市議会議員及び飯塚市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 資料(新旧対照表)

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第141条第8項、<u>第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、飯塚市議会議員及び飯塚市長の選挙における法第141条第1項の自動車(以下「選挙運動用自動車」という。)の使用、法第142条第1項第6号のビラ(以下「選挙運動用ビラ」という。)の作成及び法第143条第1項第5号のポスター(以下「選挙運動用ポスター」という。)の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(選挙運動用自動車の使用等の公費負担)</p> <p>第2条 飯塚市議会議員及び飯塚市長の選挙においては、候補者は、第5条に定める額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用し、<u>選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により飯塚市に帰属することとならない場合に限る。</u></p> <p>(契約締結の届出)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 選挙運動用ビラの作成 ビラの作成を業とする者</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p>(公費の支払)</p> <p>第4条 飯塚市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方に支払うべき金額のうち、選挙運動用自動車の使用については次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、<u>選挙運動用ビラの作成については第3項に定める金額を、選挙運動用ポスターの作成については第4項に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該契約の相手方からの請求に基づき、当該契約の相手方に対し支払う。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>1万5,800円</u>を超える場合には、<u>1万5,800円</u>)の合計金額</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第141条第8項及び第143条第15項の規定に基づき、飯塚市議会議員及び飯塚市長の選挙における法第141条第1項の自動車(以下「選挙運動用自動車」という。)の使用<u>及び法第143条第1項第5号のポスター(以下「選挙運動用ポスター」という。)の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担)</p> <p>第2条 飯塚市議会議員及び飯塚市長の選挙においては、候補者は、第5条に定める額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用し、<u>選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により飯塚市に帰属することとならない場合に限る。</u></p> <p>(契約締結の届出)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(公費の支払)</p> <p>第4条 飯塚市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方に支払うべき金額のうち、選挙運動用自動車の使用については次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、<u>選挙運動用ポスターの作成については第3項に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該契約の相手方からの請求に基づき、当該契約の相手方に対し支払う。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>1万5,300円</u>を超える場合には、<u>1万5,300円</u>)の合計金額</p>

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日(法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。次条において同じ。)までの日数(前号の契約が締結されている場合は、当該契約が締結されている日数を除いた日数)を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。)

ウ (略)

2 (略)

3 選挙運動用ビラの作成に関する金額は、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、7円51銭を超える場合には、7円51銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、1円とする。)とする。

4 選挙運動用ポスターの作成に関する金額は、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、525円6銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万500円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額とする。

(公費負担の限度額)

第5条 (略)

(1) (略)

(2) 選挙運動用ビラの作成 候補者1人について、7円51銭に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額とする。

(3) (略)

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,350円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日(法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。次条において同じ。)までの日数(前号の契約が締結されている場合は、当該契約が締結されている日数を除いた日数)を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。)

ウ (略)

2 (略)

3 選挙運動用ポスターの作成に関する金額は、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、510円48銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に30万1,875円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額とする。

(公費負担の限度額)

第5条 (略)

(1) (略)

(2) (略)



附 則

この条例は、平成31年3月1日から施行する。

飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年12月7日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

水道事業、下水道事業及び工業用水道事業の方向性、経営の在り方等に関して調査審議させるための附属機関として飯塚市上下水道事業経営審議会を設置するため、本案を提出するものである。

飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市附属機関の設置に関する条例(平成18年飯塚市条例第21号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部に次のように加える。

飯塚市上下水道事業経営 審議会	水道事業、下水道事業及び工業用水道事業の方向性、経営の在り方等を総合的に審議すること。
--------------------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飯塚市附属機関の設置に関する条例 資料(新旧対照表)

新			旧		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務	附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	(略)	(略)	市長	(略)	(略)
	飯塚市上下水道事業 経営審議会	水道事業、下水道事業及び工業用水道事業の方向性、経営の在り方等を総合的に審議すること。			
教育委員会	(略)	(略)	教育委員会	(略)	
<p>附 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>					

飯塚市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年12月7日提出

飯塚市長 片 峯 誠

### 提案理由

投票所及び期日前投票所の投票管理者及び投票立会人について、交代制で従事できるようにするため、本案を提出するものである。

飯塚市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年飯塚市条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表中

投票所の投票管理者	日額	12,600円
期日前投票所の投票管理者	日額	11,100円

」を

投票所の投票管理者	日額	12,600円。ただし、途中で交代する等の理由により、事務に従事した時間が13時間に満たない場合は、当該額を13で除した額に事務に従事した時間を乗じて得た額(100円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入した額)とする。
期日前投票所の投票管理者	日額	11,100円。ただし、途中で交代する等の理由により、事務に従事した時間が11時間30分に満たない場合は、当該額を11.5で除した額に事務に従事した時間を乗じて得た額(100円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入した額)とする。

」に、

投票所の投票立会人	日額	10,700円
期日前投票所の投票立会人	日額	9,500円

投票所の投票立会人	日額	10,700円。ただし、途中で交代する等の理由により、事務に従事した時間が13時間に満たない場合は、当該額を13で除した額に事務に従事した時間を乗じて得た額(100円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入した額)とする。
期日前投票所の投票立会人	日額	9,500円。ただし、途中で交代する等の理由により、事務に従事した時間が11時間30分を満たない場合は、当該額を11.5で除した額に事務に従事した時間を乗じて得た額(100円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入した額)とする。

改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飯塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例 資料(新旧対照表)

新			旧		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
区分	報酬の額		区分	報酬の額	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
投票所の投票管理者	日額	12,600円。ただし、途中で交代する等の理由により、事務に従事した時間が13時間に満たない場合は、当該額を13で除した額に事務に従事した時間を乗じて得た額(100円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入した額)とする。	投票所の投票管理者	日額	12,600円
期日前投票所の投票管理者	日額	11,100円。ただし、途中で交代する等の理由により、事務に従事した時間が11時間30分に満たない場合は、当該額を11.5で除した額に事務に従事した時間を乗じて得た額(100円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入した額)とする。	期日前投票所の投票管理者	日額	11,100円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
投票所の投票立会人	日額	10,700円。ただし、途中で交代する等の理由により、事務に従事した時間が13時間に満たない場合は、当該額を13で除した額に事務に従事した時間を乗じて得た額(100円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入した額)とする。	投票所の投票立会人	日額	10,700円
期日前投票所の投票立会人	日額	9,500円。ただし、途中で交代する等の理由により、事務に従事した時間が11時間30分に満たない場合は、当該額を11.5で除した額に事務に従事した時間を乗じて得た額(100円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入した額)とする。	期日前投票所の投票立会人	日額	9,500円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
附 則 この条例は、公布の日から施行する。					

飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年12月7日提出

飯塚市長 片 峯 誠

#### 提案理由

飯塚市奨学資金の貸付けを受ける奨学生に対し、入学前の経済的負担を軽減し、もって教育機会の均等に寄与するための関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

#### 飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例

飯塚市奨学資金貸付基金条例(平成18年飯塚市条例第62号)の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「在学する者」の次に「又は入学を予定する者」を加える。

第7条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、入学を予定する者にあつては、入学前に奨学資金を貸し付けることができる。

第9条第1項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 入学を予定する高等学校等に入学をしなかったとき。

第10条第2項中「奨学生が」の次に「別表に掲げる高等学校等に入学しないことが明らかになったとき又は」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飯塚市奨学資金貸付基金条例 資料(新旧対照表)

新	旧
<p>(奨学生の資格)</p> <p>第5条 奨学資金の貸付けを受ける者(以下「奨学生」という。)は、次に掲げる要件を備えていなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学及び大学(以下「高等学校等」という。)に在学する者又は<u>入学を予定する者</u>であること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(貸付期間)</p> <p>第7条 奨学資金の貸付期間は、奨学生が在学する学校の正規の修業期間とする。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、入学を予定する者にあつては、入学前に奨学資金を貸し付けることができる。</u></p> <p>(変更の届出)</p> <p>第9条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合には、連帯保証人と連署の上、速やかに市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>入学を予定する高等学校等に入学をしなかったとき。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>前3号に掲げる場合のほか、届出の必要が生じたとき。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(貸付けの休止及び停止)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 <u>奨学生が別表に掲げる高等学校等に入学しないことが明らかになったとき又は高等学校等を退学したときは、貸付けを停止する。</u></p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(奨学生の資格)</p> <p>第5条 奨学資金の貸付けを受ける者(以下「奨学生」という。)は、次に掲げる要件を備えていなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学及び大学(以下「高等学校等」という。)に在学する者であること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(貸付期間)</p> <p>第7条 奨学資金の貸付期間は、奨学生が在学する学校の正規の修業期間とする。</p> <p>(変更の届出)</p> <p>第9条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合には、連帯保証人と連署の上、速やかに市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>前2号に掲げる場合のほか、届出の必要が生じたとき。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(貸付けの休止及び停止)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 奨学生が高等学校等を退学したときは、貸付けを停止する。</p>



飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年12月7日提出

飯塚市長 片 峯 誠

#### 提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)の改正に伴う、放課後児童支援員の資格要件の見直しにより、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年飯塚市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項第5号中「卒業した者」の次に「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

#### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例 資料(新旧対照表)

新	旧
<p>(職員)                      第10条 (略)                      2 (略)                      3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。                      (1)～(4) (略)                      (5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者<u>(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)</u>                      (6)～(10) (略)                      4・5 (略)                      附 則                      この条例は、平成31年4月1日から施行する。</p>	<p>(職員)                      第10条 (略)                      2 (略)                      3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。                      (1)～(4) (略)                      (5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者                        (6)～(10) (略)                      4・5 (略)</p>

飯塚市同和会館及び人権啓発センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年12月7日提出

飯塚市長 片 峯 誠

#### 提案理由

施設の名称を人権啓発センターに統一することに伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

#### 飯塚市同和会館及び人権啓発センター条例の一部を改正する条例

飯塚市同和会館及び人権啓発センター条例(平成18年飯塚市条例第141号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

#### 飯塚市人権啓発センター条例

第1条中「及び人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)の規定により」を「第2条第3項第11号の規定に基づき」に、「人権・同和問題」を「人権問題」に、「同和会館及び人権啓発センター」を「人権啓発センター(以下「センター」という。)」に改める。

第2条中「同和会館及び人権啓発センター」を「センター」に改め、同条の表中「飯塚市立岩会館」を「飯塚市立岩人権啓発センター」に改める。

第3条中「同和会館及び人権啓発センター(以下「会館等」という。)」を「センター」に改め、同条第1号中「人権・同和問題」を「人権問題」に改め、同条第6号中「会館等」を「センター」に改める。

第4条中「会館等」を「センター」に改め、「館長又は」を削る。

第5条から第8条まで及び第12条第1項中「会館等」を「センター」に改める。

第17条第1項中「会館等」を「センター」に、「飯塚市同和会館等運営審議会」を「飯塚市立岩人権啓発センター運営審議会」に、「立岩会館」を「同センター」に、

「穂波センター」を「同センター」に、「筑穂センター」を「同センター」に改める。

別表第1項中「立岩会館」を「立岩人権啓発センター」に改める。

別表第2項中「穂波センター」を「穂波人権啓発センター」に改める。

別表第3項中「筑穂センター」を「筑穂人権啓発センター」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

飯塚市同和会館及び人権啓発センター条例 資料(新旧対照表)

新	旧												
<p style="text-align: center;">○飯塚市人権啓発センター条例 (設置)</p> <p>第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項第11号の規定に基づき、住民に対する理解と信頼のもとに住民に対して生活上の各種相談事業をはじめ、社会福祉、保健衛生等に関する事業を総合的に行い、住民の生活の社会的、経済的及び文化的改善向上を図ることによって、<u>人権問題</u>の速やかな解決に資するため、<u>人権啓発センター</u>(以下「センター」という。)を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 <u>センター</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飯塚市立岩人権啓発センター</td> <td>飯塚市立岩1738番地2</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業)</p> <p>第3条 前条の表に掲げる<u>センター</u>は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) <u>人権問題</u>の調査研究及び啓発に関すること。                  (2)～(5) (略)                  (6) 前各号に掲げるもののほか、<u>センター</u>の目的達成上必要と認めること。</p> <p>(職員)</p> <p>第4条 <u>センター</u>に、センター長のほか、必要な職員を置く。</p> <p>(休館日)</p> <p>第5条 <u>センター</u>の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(利用時間)</p> <p>第6条 <u>センター</u>の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第7条 <u>センター</u>を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用許可の制限)</p>	名称	位置	飯塚市立岩人権啓発センター	飯塚市立岩1738番地2	(略)	(略)	<p style="text-align: center;">○飯塚市同和会館及び人権啓発センター条例 (設置)</p> <p>第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)及び人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)の規定により、住民に対する理解と信頼のもとに住民に対して生活上の各種相談事業をはじめ、社会福祉、保健衛生等に関する事業を総合的に行い、住民の生活の社会的、経済的及び文化的改善向上を図ることによって、<u>人権・同和問題</u>の速やかな解決に資するため、<u>同和会館及び人権啓発センター</u>を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 <u>同和会館及び人権啓発センター</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飯塚市立岩会館</td> <td>飯塚市立岩1738番地2</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業)</p> <p>第3条 前条の表に掲げる<u>同和会館及び人権啓発センター</u>(以下「会館等」という。)は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) <u>人権・同和問題</u>の調査研究及び啓発に関すること。                  (2)～(5) (略)                  (6) 前各号に掲げるもののほか、<u>会館等</u>の目的達成上必要と認めること。</p> <p>(職員)</p> <p>第4条 <u>会館等</u>に、<u>館長又はセンター長</u>のほか、必要な職員を置く。</p> <p>(休館日)</p> <p>第5条 <u>会館等</u>の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(利用時間)</p> <p>第6条 <u>会館等</u>の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第7条 <u>会館等</u>を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用許可の制限)</p>	名称	位置	飯塚市立岩会館	飯塚市立岩1738番地2	(略)	(略)
名称	位置												
飯塚市立岩人権啓発センター	飯塚市立岩1738番地2												
(略)	(略)												
名称	位置												
飯塚市立岩会館	飯塚市立岩1738番地2												
(略)	(略)												

第8条 市長は、センターを利用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を許可しない。

(1)～(5) (略)

(使用料)

第12条 利用者は、センターの事業及び社会教育に関する事業を除くほか、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、次に掲げるものの使用料は、規則で定める。

(1)～(3) (略)

2 (略)

(審議会)

第17条 センターの管理及び運営に関する事項を協議するため、飯塚市立岩人権啓発センター運営審議会(同センターに係る事項に限る。)、飯塚市穂波人権啓発センター運営審議会(同センターに係る事項に限る。)及び飯塚市筑穂人権啓発センター運営審議会(同センターに係る事項に限る。以下これらを「審議会」という。)を置く。

2 (略)

別表(第12条関係)

1 立岩人権啓発センター使用料

(略)

2 穂波人権啓発センター使用料

(略)

3 筑穂人権啓発センター使用料

(略)

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

第8条 市長は、会館等を利用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を許可しない。

(1)～(5) (略)

(使用料)

第12条 利用者は、会館等の事業及び社会教育に関する事業を除くほか、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、次に掲げるものの使用料は、規則で定める。

(1)～(3) (略)

2 (略)

(審議会)

第17条 会館等の管理及び運営に関する事項を協議するため、飯塚市同和会館等運営審議会(立岩会館に係る事項に限る。)、飯塚市穂波人権啓発センター運営審議会(穂波センターに係る事項に限る。)及び飯塚市筑穂人権啓発センター運営審議会(筑穂センターに係る事項に限る。以下これらを「審議会」という。)を置く。

2 (略)

別表(第12条関係)

1 立岩会館使用料

(略)

2 穂波センター使用料

(略)

3 筑穂センター使用料

(略)

飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年12月7日提出

飯塚市長 片 峯 誠

#### 提案理由

五穀神集会所、新二瀬生活館、浜生集会所、太郎丸二区集会所、小正集会所及び小正五組集会所の位置が分筆、合筆及び土地改良法による換地処分により変更されており、位置を変更するため、本案を提出するものである。

#### 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例

飯塚市集会所及び生活館条例(平成18年飯塚市条例第143号)の一部を次のように改正する。

別表五穀神集会所の項中「飯塚市菰田86番地1」を「飯塚市菰田86番地5」に改め、同表新二瀬生活館の項中「飯塚市相田74番地」を「飯塚市相田72番地6」に改め、同表浜生集会所の項中「飯塚市目尾569番地」を「飯塚市目尾569番地1」に改め、同表太郎丸二区集会所の項中「飯塚市太郎丸978番地」を「飯塚市太郎丸978番地1」に改め、同表小正集会所の項中「飯塚市小正594番地」を「飯塚市小正594番地2」に改め、同表小正五組集会所の項中「飯塚市小正795番地4」を「飯塚市小正752番地」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飯塚市集会所及び生活館条例 資料(新旧対照表)

新		旧	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
(略)	(略)	(略)	(略)
五穀神集会所	<u>飯塚市菰田86番地5</u>	五穀神集会所	<u>飯塚市菰田86番地1</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
新二瀬生活館	<u>飯塚市相田72番地6</u>	新二瀬生活館	<u>飯塚市相田74番地</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
浜生集会所	<u>飯塚市目尾569番地1</u>	浜生集会所	<u>飯塚市目尾569番地</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
太郎丸二区集会所	<u>飯塚市太郎丸978番地1</u>	太郎丸二区集会所	<u>飯塚市太郎丸978番地</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
小正集会所	<u>飯塚市小正594番地2</u>	小正集会所	<u>飯塚市小正594番地</u>
小正五組集会所	<u>飯塚市小正752番地</u>	小正五組集会所	<u>飯塚市小正795番地4</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
<p>附 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>			



飯塚市同和対策施設条例を廃止する条例を次のように定める。

平成30年12月7日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、本案を提出するものである。

飯塚市同和対策施設条例を廃止する条例

飯塚市同和対策施設条例(平成18年飯塚市条例第144号)は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飯塚市納骨堂条例を次のように定める。

平成30年12月7日提出

飯塚市長 片 峯 誠

#### 提案理由

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、本案を提出するものである。

#### 飯塚市納骨堂条例

##### (設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、納骨堂を設置する。

##### (名称及び位置)

第2条 納骨堂の名称及び位置は、別表のとおりとする。

##### (委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 別表(第2条関係)

名称	位置
畝割納骨堂	飯塚市鯉田696番地10
川島納骨堂	飯塚市川島414番地1
柏の森金池納骨堂	飯塚市柏の森110番地6
下三緒第三納骨堂	飯塚市下三緒275番地7
潤野下区納骨堂	飯塚市潤野1117番地9
横田中央区納骨堂	飯塚市横田436番地1

大日寺ノ尾納骨堂	飯塚市大日寺203番地1
南伊川納骨堂	飯塚市伊川96番地
目尾山ノ谷納骨堂	飯塚市目尾1188番地23
幸袋西町納骨堂	飯塚市幸袋676番地2
山湊納骨堂	飯塚市平恒664番地9
西鹿納骨堂	飯塚市平恒890番地
樂市東区納骨堂	飯塚市樂市52番地1
太郎丸二区納骨堂	飯塚市太郎丸868番地
高田納骨堂	飯塚市高田78番地1
秋松西納骨堂	飯塚市秋松660番地2
椿納骨堂	飯塚市椿413番地45
小正納骨堂	飯塚市小正695番地10
小正五組納骨堂	飯塚市小正831番地1
木ノ下納骨堂	飯塚市長尾109番地
吉田納骨堂	飯塚市北古賀535番地6
上ノ原納骨堂	飯塚市北古賀962番地1
浦田納骨堂	飯塚市筑穂元吉713番地
小瀬隈納骨堂	飯塚市大分142番地14
氷屋納骨堂	飯塚市大分757番地1
鶯塚納骨堂	飯塚市大分1486番地
立納骨堂	飯塚市綱分1840番地17
庄内元吉納骨堂	飯塚市庄内元吉652番地2
北勢田納骨堂	飯塚市勢田1785番地3
大畑納骨堂	飯塚市口原1696番地1

飯塚市農林水産業施設災害復旧事業受益者分担金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年12月7日提出

飯塚市長 片 峯 誠

#### 提案理由

林地崩壊防止事業及び県単独補助治山事業による災害復旧により、受益者より分担金を徴収するため、本案を提出するものである。

#### 飯塚市農林水産業施設災害復旧事業受益者分担金条例の一部を改正する条例

飯塚市農林水産業施設災害復旧事業受益者分担金条例(平成18年飯塚市条例第176号)の一部を次のように改正する。

第1条中「農林水産業施設災害復旧事業」の次に「、林地崩壊防止事業及び県単独補助治山事業」を加える。

第2条に次の2項を加える。

- 2 この条例において「林地崩壊防止事業」とは、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)により激甚災害として指定された、国又は県の補助による災害復旧事業で、補助申請により採択され事業費の決定した林地の工事をいう。
- 3 この条例において「県単独補助治山事業」とは、異常な天然現象に伴い発生した林地に係る災害であって、県の補助により災害復旧事業を行うものにつき、補助申請により採択され事業費の決定した林地の工事をいう。

第3条中「農林水産業施設災害復旧事業」の次に「、林地崩壊防止事業及び県単独補助治山事業」を加える。

別表を次のように改める。

別表(第3条関係)

区分	分担金の額
農地災害復旧事業	事業費の復旧限度額を超えた額に60%を乗じて得た額
市が事業主体で実施した以外では場整備をした農地、頭首工、水路及び農道(橋梁を含む)の復旧工事	事業費から国又は県の補助額を控除した額に90%を乗じて得た額
林地崩壊防止事業	事業費から国又は県の補助額を控除した額に50%を乗じて得た額
県単独補助治山事業	事業費から県の補助額を控除した額に50%を乗じて得た額

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飯塚市農林水産業施設災害復旧事業受益者分担金条例 資料(新旧対照表)

新	旧										
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定に基づき、本市を事業主体とする農林水産業施設災害復旧事業、<u>林地崩壊防止事業及び県単独補助治山事業</u>に要する費用に充てるために徴収する分担金に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 <u>この条例において「林地崩壊防止事業」とは、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)により激甚災害として指定された、国又は県の補助による災害復旧事業で、補助申請により採択され事業費の決定した林地の工事をいう。</u></p> <p>3 <u>この条例において「県単独補助治山事業」とは、異常な天然現象に伴い発生した林地に係る災害であって、県の補助により災害復旧事業を行うものにつき、補助申請により採択され事業費の決定した林地の工事をいう。</u></p> <p>(分担金の徴収)</p> <p>第3条 農林水産業施設災害復旧事業、<u>林地崩壊防止事業及び県単独補助治山事業</u>により特に利益を受ける者(以下「受益者」という。)から受益の限度において分担金を徴収する。</p> <p>別表(第3条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>分担金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農地災害復旧事業</td> <td>事業費の復旧限度額を超えた額に60%を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>市が事業主体で実施した以外では場整備をした農地、頭首工、水路及び農道(橋梁を含む)の復旧工事</td> <td>事業費から国又は県の補助額を控除した額に90%を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>林地崩壊防止事業</td> <td>事業費から国又は県の補助額を控除した額に50%を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>県単独補助治山事業</td> <td>事業費から県の補助額を控除した額に50%を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>附 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>	区分	分担金の額	農地災害復旧事業	事業費の復旧限度額を超えた額に60%を乗じて得た額	市が事業主体で実施した以外では場整備をした農地、頭首工、水路及び農道(橋梁を含む)の復旧工事	事業費から国又は県の補助額を控除した額に90%を乗じて得た額	林地崩壊防止事業	事業費から国又は県の補助額を控除した額に50%を乗じて得た額	県単独補助治山事業	事業費から県の補助額を控除した額に50%を乗じて得た額	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定に基づき、本市を事業主体とする農林水産業施設災害復旧事業に要する費用に充てるために徴収する分担金に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(分担金の徴収)</p> <p>第3条 農林水産業施設災害復旧事業により特に利益を受ける者(以下「受益者」という。)から受益の限度において分担金を徴収する。</p> <p>別表(第3条関係)</p> <p>分担金を徴収する額及び率</p> <p>1 <u>農地災害復旧工事の反当たり復旧限度額を超えた金額の60パーセントを受益者負担とする。</u></p> <p>2 <u>市が事業主体で実施した以外では場整備をした農地、頭首工、水路及び農道(橋梁を含む。)の復旧工事については、国又は県の補助額を控除した額の90パーセントを受益者負担とする。</u></p>
区分	分担金の額										
農地災害復旧事業	事業費の復旧限度額を超えた額に60%を乗じて得た額										
市が事業主体で実施した以外では場整備をした農地、頭首工、水路及び農道(橋梁を含む)の復旧工事	事業費から国又は県の補助額を控除した額に90%を乗じて得た額										
林地崩壊防止事業	事業費から国又は県の補助額を控除した額に50%を乗じて得た額										
県単独補助治山事業	事業費から県の補助額を控除した額に50%を乗じて得た額										

飯塚市農業施設条例を次のように定める。

平成30年12月7日提出

飯塚市長 片 峯 誠

#### 提案理由

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、本案を提出するものである。

#### 飯塚市農業施設条例

##### (設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、農業施設を設置する。

##### (名称及び位置)

第2条 農業施設の名称及び位置は、別表のとおりとする。

##### (委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 別表(第2条関係)

##### 1 農機具保管庫

名称	位置
畝割農機具保管庫	飯塚市鯉田687番地4
川島農機具保管庫	飯塚市川島404番地1
下三緒農機具保管庫	飯塚市下三緒264番地
潤野下区農機具保管庫	飯塚市潤野1052番地1
横田中央区農機具保管庫	飯塚市横田542番地3

大日寺ノ尾農機具保管庫	飯塚市大日寺161番地4
目尾農機具保管庫	飯塚市目尾840番地1
幸袋西町農機具保管庫	飯塚市幸袋145番地1
山湊農機具保管庫	飯塚市平恒665番地41
西鹿農機具保管庫	飯塚市平恒929番地14
太郎丸二区農機具保管庫	飯塚市太郎丸948番地
秋松西農機具保管庫	飯塚市秋松692番地7
小正農機具保管庫	飯塚市小正608番地5
木ノ下農機具保管庫	飯塚市平塚384番地1
吉田農機具保管庫	飯塚市北古賀533番地1
上ノ原農機具保管庫	飯塚市北古賀945番地5
浦田第1農機具保管庫	飯塚市筑穂元吉873番地3
浦田第2農機具保管庫	飯塚市筑穂元吉754番地
筑穂農機具保管庫	飯塚市大分36番地3
氷屋農機具保管庫	飯塚市大分827番地14
立農機具保管庫	飯塚市綱分1840番地5
庄内元吉農機具保管庫	飯塚市庄内元吉612番地12
北勢田農機具保管庫	飯塚市勢田1785番地1
大畑農機具保管庫	飯塚市口原1586番地3

## 2 農業共同作業所等

名称	位置
山湊農業共同作業所	飯塚市平恒665番地39
西鹿農業共同作業所	飯塚市平恒924番地5
楽市東区農業共同作業所	飯塚市楽市101番地2
太郎丸二区共同作業所	飯塚市太郎丸864番地1
高田農業共同作業所	飯塚市高田61番地8
秋松西農業共同作業所	飯塚市秋松692番地3
椿農業共同作業所	飯塚市椿40番地1
椿彼岸原農業共同作業所	飯塚市椿675番地7
穂波共同育苗施設	飯塚市津原116番地



小正五組農業共同作業所	飯塚市小正752番地
筑穂農業共同作業所	飯塚市大分37番地2
大畑・北勢田地区共同作業所	飯塚市口原1539番地3

飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年12月7日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

廃止届提出により、飯塚市地方卸売市場において水産物部を廃止するため、本案を提出するものである。

飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例

飯塚市地方卸売市場条例(平成18年飯塚市条例第185号)の一部を次のように改正する。

第2条中「64,231平方メートル」を「46,130平方メートル」に改める。

第3条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第7条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第41条第1項第3号中「農林漁業者」を「農林業者」に改め、「、漁業協同組合、漁業協同組合連合会」を削り、「農林漁業」を「農林業」に、「農林水産物」を「農林産物」に改め、同条第4項中「農林漁業者」を「農林業者」に、「農林水産物」を「農林産物」に改める。

別表第1中

「

水産物	いわし類、あじ類、さば類、いか類並びに別表第2に規定する品目以外の品目
-----	-------------------------------------

」を削る。

別表第2中

「

水産物	冷凍鯨肉以外の冷凍水産物及び生鮮水産物の加工品、養殖はまち、養殖たい、養殖すずき及び養殖ひ
-----	---

	らめ、淡水魚類、ふぐ、貝類(かき類を除く。)、いせえび、ざりがに類、しゃこ類、あみ類、うに、なまこ類、さめ類、冷凍鯨肉及び生遊魚
--	--

」を削る。

別表第3中

「

水産物	冷凍鯨肉以外の冷凍水産物(市場では解凍して卸売りするものを除く。)及び生鮮水産物の加工品(湯煮又は焼干ししたものを除く。)
-----	---

」を削る。

別表第4中

「

水産物部	卸売業者市場使用料		卸売金額(消費税額を含む。)の1,000分の3
	卸売業者卸売場使用料	1,654m <sup>2</sup>	1月につき 153,740円
	卸売業者事務所使用料	473m <sup>2</sup>	1月につき 62,130円
	卸売業者冷蔵庫使用料	133m <sup>2</sup>	1月につき 86,230円
	買受人事務所使用料	107m <sup>2</sup>	1月につき 18,710円

」及び

「

施設F(水産物部)	51.5m <sup>2</sup>	1月につき 21,840円
施設G(水産物部)	51.5m <sup>2</sup>	1月につき 21,840円

」を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

飯塚市地方卸売市場条例 資料(新旧対照表)

新	旧
<p>(地方卸売市場の名称、位置及び面積)</p> <p>第2条 飯塚市地方卸売市場の名称、位置及び面積は、次のとおりとする。</p> <p>名称 飯塚市地方卸売市場 位置 飯塚市菰田西3丁目6番1号 面積 <u>46,130平方メートル</u></p> <p>(取扱品目)</p> <p>第3条 飯塚市地方卸売市場(以下「市場」という。)で取り扱う生鮮食料品等の部類及び取扱品目は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>青果部 野菜、果実及びこれらの加工品並びに鳥卵</u> (2) <u>花き部 切花、花木、種苗及びこれらの加工品</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(卸売業者の数)</p> <p>第7条 卸売業者の数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>青果部 1</u> (2) <u>花き部 1</u></p> <p>(卸売の相手方の制限)</p> <p>第41条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 卸売業者が、<u>農林業者等(農林業者又は農林業者を構成員とする農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、森林組合若しくは森林組合連合会(これらの者の出資又は拠出に係る法人で農林業の振興を図ることを目的とするものを含む。))</u>をいう。以下同じ。)及び食品製造業者等(生鮮食料品等を原料又は材料として使用し、製造、加工又は販売の事業を行う者をいう。以下同じ。)との間においてあらかじめ締結した新商品の開発に必要な国内産の<u>農林産物</u>の供給に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合であって、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。</p> <p>ア 当該契約において卸売の対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限及び卸売の実施期間(1月以上1年未満のものに限る。)が定められていること。 イ 卸売業者が、第4項に規定するところにより市長に申請し、当該契約に基づく卸売が市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を</p>	<p>(地方卸売市場の名称、位置及び面積)</p> <p>第2条 飯塚市地方卸売市場の名称、位置及び面積は、次のとおりとする。</p> <p>名称 飯塚市地方卸売市場 位置 飯塚市菰田西3丁目6番1号 面積 <u>64,231平方メートル</u></p> <p>(取扱品目)</p> <p>第3条 飯塚市地方卸売市場(以下「市場」という。)で取り扱う生鮮食料品等の部類及び取扱品目は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>水産物部 生鮮水産物及びその加工品</u> (2) <u>青果部 野菜、果実及びこれらの加工品並びに鳥卵</u> (3) <u>花き部 切花、花木、種苗及びこれらの加工品</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(卸売業者の数)</p> <p>第7条 卸売業者の数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>水産物部 1</u> (2) <u>青果部 1</u> (3) <u>花き部 1</u></p> <p>(卸売の相手方の制限)</p> <p>第41条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 卸売業者が、<u>農林漁業者等(農林漁業者又は農林漁業者を構成員とする農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、<u>漁業協同組合、漁業協同組合連合会</u>、森林組合若しくは森林組合連合会(これらの者の出資又は拠出に係る法人で農林漁業の振興を図ることを目的とするものを含む。))</u>をいう。以下同じ。)及び食品製造業者等(生鮮食料品等を原料又は材料として使用し、製造、加工又は販売の事業を行う者をいう。以下同じ。)との間においてあらかじめ締結した新商品の開発に必要な国内産の<u>農林水産物</u>の供給に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合であって、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。</p> <p>ア 当該契約において卸売の対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限及び卸売の実施期間(1月以上1年未満のものに限る。)が定められていること。 イ 卸売業者が、第4項に規定するところにより市長に申請し、当該契約に基づく卸売が市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受け</p>

受けていること。

2・3 (略)

4 第1項第3号イの規定による承認を受けようとする卸売業者は、農林業者等及び食品製造業者等と締結した国内産の農林産物を利用した新商品の開発に関する契約に係る契約書の写しを添えて、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。当該申請の内容を変更しようとする場合も同様とする。

5・6 (略)

別表第1(第29条、第42条関係)

種類	品目
野菜	(略)
果実	(略)
花き	(略)

別表第2(第29条、第42条関係)

種類	品目
野菜	(略)
果実	(略)
花き	(略)

別表第3(第43条関係)

種類	品目
野菜	(略)
果実	(略)
花き	(略)

別表第4(第64条関係)

種別	面積	金額

ていること。

2・3 (略)

4 第1項第3号イの規定による承認を受けようとする卸売業者は、農林漁業者等及び食品製造業者等と締結した国内産の農林水産物を利用した新商品の開発に関する契約に係る契約書の写しを添えて、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。当該申請の内容を変更しようとする場合も同様とする。

5・6 (略)

別表第1(第29条、第42条関係)

種類	品目
野菜	(略)
果実	(略)
水産物	いわし類、あじ類、さば類、いか類並びに別表第2に規定する品目以外の品目
花き	(略)

別表第2(第29条、第42条関係)

種類	品目
野菜	(略)
果実	(略)
水産物	冷凍鯨肉以外の冷凍水産物及び生鮮水産物の加工品、養殖はまち、養殖たい、養殖すずき及び養殖ひらめ、淡水魚類、ふぐ、貝類(かき類を除く。)、いせえび、ざりがに類、しゃこ類、あみ類、うに、なまこ類、さめ類、冷凍鯨肉及び生遊魚
花き	(略)

別表第3(第43条関係)

種類	品目
野菜	(略)
果実	(略)
水産物	冷凍鯨肉以外の冷凍水産物(市場では解凍して卸売りするものを除く。)及び生鮮水産物の加工品(湯煮又は焼干したものを除く。)
花き	(略)

別表第4(第64条関係)

種別	面積	金額
水産物部	卸売業者市場使用料	卸売金額(消費税額を含む。)の1,000分の3
	卸売業者卸売場使用料	1,654m <sup>2</sup> 1月につき 153,740円

青果部	(略)	(略)	(略)
花き部	(略)		(略)
附属営業人施設使用料	施設A(青果部)	(略)	(略)
	施設B(青果部)	(略)	(略)
	施設C(青果部)	(略)	(略)
	施設D(青果部)	(略)	(略)
	施設E(青果部)	(略)	(略)

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

	卸売業者事務所使用料	473m <sup>2</sup>	1月につき 62,130円
	卸売業者冷蔵庫使用料	133m <sup>2</sup>	1月につき 86,230円
	買受人事務所使用料	107m <sup>2</sup>	1月につき 18,710円
青果部	(略)	(略)	(略)
花き部	(略)		(略)
附属営業人施設使用料	施設A(青果部)	(略)	(略)
	施設B(青果部)	(略)	(略)
	施設C(青果部)	(略)	(略)
	施設D(青果部)	(略)	(略)
	施設E(青果部)	(略)	(略)
	施設F(水産物部)	51.5m <sup>2</sup>	1月につき 21,840円
	施設G(水産物部)	51.5m <sup>2</sup>	1月につき 21,840円

飯塚市児童遊園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年12月7日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

鯉田箕子町児童遊園を廃止するため、本案を提出するものである。

飯塚市児童遊園条例の一部を改正する条例

飯塚市児童遊園条例(平成18年飯塚市条例第199号)の一部を次のように改正する。

別表中鯉田箕子町児童遊園の項を削る。

附 則

この条例は、平成31年1月1日から施行する。

飯塚市児童遊園条例 資料(新旧対照表)

新		旧	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
鯉田柳町児童遊園	飯塚市鯉田1526番地5	鯉田簀子町児童遊園	飯塚市鯉田1447番地1
(略)		鯉田柳町児童遊園	飯塚市鯉田1526番地5
(略)		(略)	
<p>附 則 この条例は、平成31年1月1日から施行する。</p>			



訴えの提起(鹿毛馬神籠石敷の共有物分割等請求)

鹿毛馬神籠石敷に存在する共有名義土地の分割等を求める訴えの提起について、次のとおり議会の議決を求める。

平成30年12月7日提出

飯塚市長 片 峯 誠

1 原 告 飯塚市

2 被 告 [Redacted text block containing multiple lines of blacked-out text]

### 3 事件名 共有物分割等請求事件

#### 4 事件の概要

- (1) 鹿毛馬字小堤1463番1外1筆は、昭和12年に売買を原因として■■■■■に所有権登記がなされている。
- (2) 当該地は、平成14年、鹿毛馬神籠石敷に追加指定されたため、市は、現在までの間に、当該地の共有持分18,144分の15,681を売買により取得し、管理団体として周囲の市有地とともに管理している。
- (3) 市は、当該地の共有持分の全部を取得しようとしてきたが、昭和37年に所有者が死亡したことで数次相続が発生し、また、居所不明の相続人もあることから、相続人全員から当該地の共有持分を買い取ることが困難な状況となっている。

#### 5 議決を求める事項

- (1) 下記を内容とする訴えを福岡地方裁判所飯塚支部に提起すること。  
鹿毛馬字小堤1463番1外1筆について、■■■■■外19名に対し全面的価格賠償の方法による共有物の分割及び共有物分割を原因とする持分移転登記手続を求めること。
- (2) 本件訴え提起前又は後において、被告の死亡に伴う相続が発生し、被告を変更する必要がある場合には、その相続人を被告とすること。
- (3) 本件訴え提起後において、必要と認める場合には和解すること。

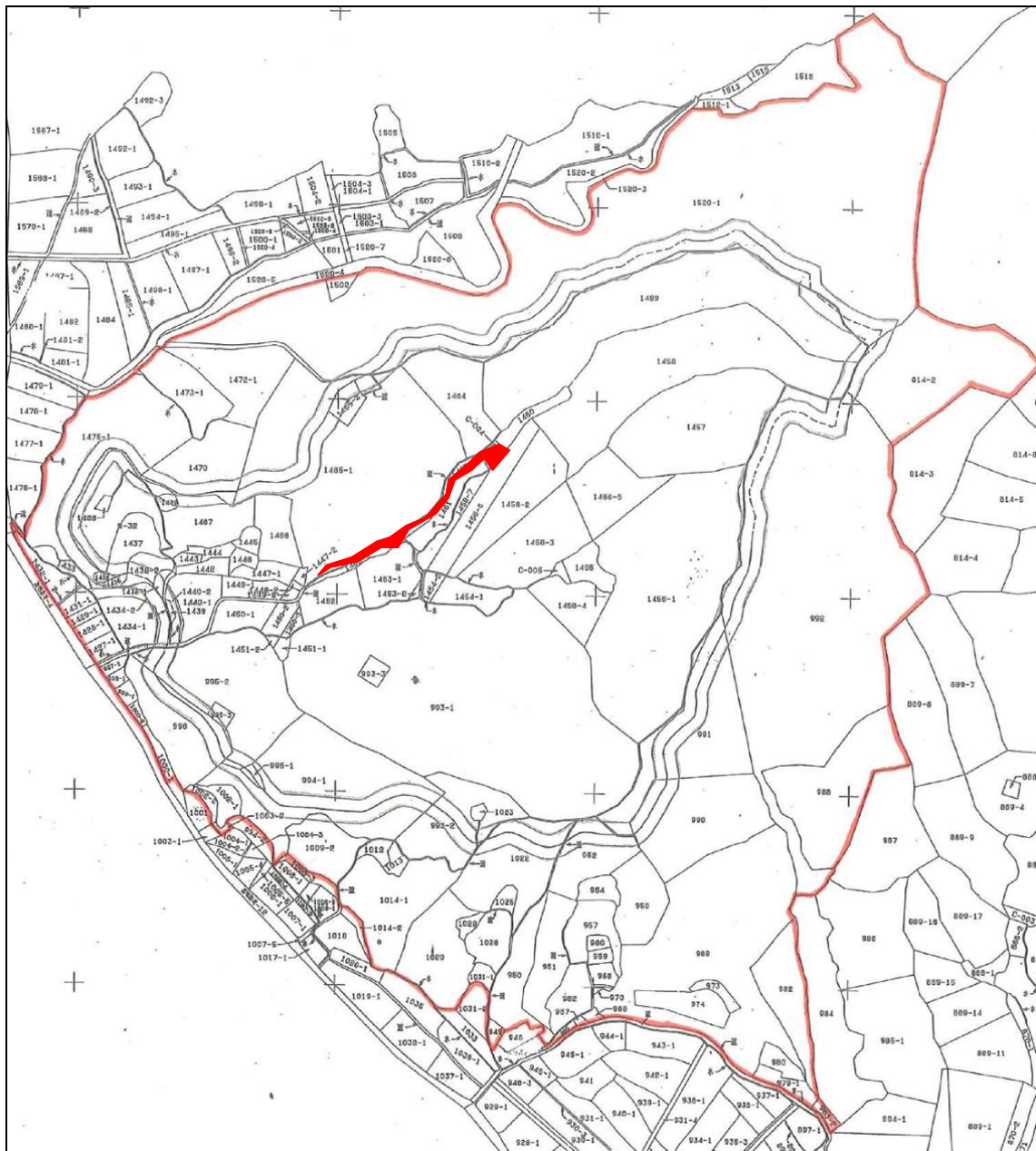
#### 6 物件の表示

所在地	地目	地積(m <sup>2</sup> )
鹿毛馬字小堤1463番1	原野	520
鹿毛馬字小堤1463番2	原野	370

#### 提案理由

全面的価格賠償の方法による共有物の分割等を求める訴えを提起するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により、本案を提出するものである。

位置図



- 凡例
- 鹿毛馬
  - 神籠石敷
  - 対象地

事務の受託(電子情報処理組織による戸籍事務)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定により、直方市の電子情報処理組織による戸籍事務のコンピュータ管理及び執行に関する事務を受託するため、次のように規約を定める。

平成30年12月7日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

平成31年2月1日から、直方市の電子情報処理組織による戸籍事務のコンピュータ管理及び執行に関する事務を受託するため、地方自治法第252条の14第3項の規定により、議会の議決を求めるものである。

電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 直方市(以下「委託市」という。)は、次に掲げる事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を飯塚市(以下「受託市」という。)に委託する。

- (1) 戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第94号)第68条に規定する戸籍事務を処理し、戸籍データを格納する電子情報処理装置(以下「処理装置」という。)の保守、運用及び更新に関する事務
- (2) 処理装置に係る周辺機器の保守、運用及び更新に関する事務
- (3) 処理装置に係る電子情報処理組織の保守、運用及び更新に関する事務

(管理及び執行の方法)

第2条 前条に掲げる委託事務の管理及び執行の方法については、受託市の条例及び規則その他の規程(以下「条例等」という。)に定めるところによる。

(経費の負担及び予算の執行)

第3条 委託事務に要する経費は、委託市の負担とする。

- 2 前項の経費の額及び納付の時期は、受託市の長が委託市の長と協議して定める。  
この場合において、受託市の長は、あらかじめ、当該経費の見積りに関する書類を委託市の長に送付するものとする。

第4条 受託市の長は、委託事務にかかる収入及び支出については、受託市の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

(決算)

第5条 受託市の長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、当該決算のうち委託事務に関する部分を委託市の長に通知するものとする。

(連絡会議)

第6条 委託市及び受託市の長は、委託事務について連絡調整を図るため、年1回定期的に連絡会議を開くものとする。ただし、必要がある場合においては、臨時に連絡会議を開くことができる。

- 2 前項の会議の庶務は、受託市が行う。

(条例等の制定・改廃の場合の措置)

第7条 委託事務について適用される受託市の条例等を新たに制定し、全部若しくは一部を改正し、又は廃止しようとする場合においては、受託市の長は、あらかじめ委託市の長に通知するものとする。

- 2 委託事務について適用される受託市の条例等を新たに制定し、全部若しくは一部を改正し、又は廃止した場合は、受託市の長は、直ちにこれを委託市の長に通知するものとする。

(規約に定めのない事項)

第8条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、委託市及び受託市の長が協議して定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成31年2月1日から施行する。

(事務の全部又は一部廃止)

- 2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、委託事務の執行にかかる収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、受託市の長がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかにこれを清算するものとする。

ふくおか県央環境広域施設組合の設立について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第2項の規定により、平成31年4月1日から、飯塚市、嘉麻市、桂川町及び小竹町のごみ処理施設、最終処分場、し尿処理施設及び火葬場の設置、管理及び運営に関する事務を共同処理するため、別紙のとおり規約を定め、ふくおか県央環境広域施設組合を設立するものとする。

平成30年12月7日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

飯塚市、嘉麻市、桂川町及び小竹町のごみ処理施設、最終処分場、し尿処理施設及び火葬場の設置、管理及び運営に関する事務を共同処理するため、規約を定めて一部事務組合を設立することについて関係団体と協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものである。

# ふくおか県央環境広域施設組合理約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この組合は、ふくおか県央環境広域施設組合(以下「組合」という。)という。  
(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、飯塚市、嘉麻市、桂川町及び小竹町(以下「関係市町」という。)を  
もって組織する。  
(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

共同処理する事務	市町
(1) ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する事。	飯塚市、嘉麻市 桂川町
(2) 最終処分場の設置、管理及び運営に関する事。	飯塚市、嘉麻市 桂川町
(3) し尿処理施設の設置、管理及び運営に関する事。	飯塚市、嘉麻市 桂川町、小竹町
(4) 火葬場の設置、管理及び運営に関する事。	飯塚市、嘉麻市 桂川町、小竹町
(5) 前各号の事務の相互連絡調整に関する事。	飯塚市、嘉麻市 桂川町、小竹町

(事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、福岡県飯塚市楽市728番地1に置く。

## 第2章 組合の議会

(議会の組織及び議員の選挙の方法)

第5条 組合の議会の議員(以下「組合議員」という。)の定数は、15人とし、関係市  
町の定数は次のとおりとする。

飯塚市 8人 嘉麻市 3人 桂川町 2人 小竹町 2人

2 組合議員は、関係市町の議会において互選された者をもって充てる。

3 組合議員に欠員が生じたときは、その組合議員の属した関係市町は速やかに補充  
しなければならない。

(組合議員の任期)

第6条 組合議員の任期は、それぞれの属する関係市町の議会の議員の任期による。

(議長及び副議長)

第7条 組合の議会は、組合議員の中から議長及び副議長1人を互選する。

2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

3 議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う。

4 議長、副議長ともに事故があるときは、年長の組合議員が臨時に議長の職務を行う。

(議決の特例)

第8条 組合議会の議決すべき事件のうち、関係市町の一部に係るものの議決については、該当事件に関する市町から選出されている組合議員(以下「関係議員」という。)の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数でこれを決する。

2 前項に規定する議決は、関係議員の過半数の出席がなければ行うことができないものとする。

### 第3章 組合の執行機関

(執行機関の組織及び選任の方法)

第9条 組合に組合長及び副組合長3人を置き、関係市町の長の中から互選する。

2 組合に会計管理者1人を置き、組合長の補助機関である職員の中から、組合長が命ずる。

(任期)

第10条 組合長及び副組合長の任期は、関係市町の長としての任期による。

(職務権限)

第11条 組合長は、組合を統轄し、組合の事務を管理執行する。

2 副組合長は、組合長を補佐し、組合長に事故があるとき、又は組合長が欠けたときは、あらかじめ組合長が定めた順序により、副組合長がその職務を代理する。

(組合の職員)

第12条 組合に必要な職員を置き、組合長が任免する。

2 前項の職員の定数、給与、勤務時間その他必要な事項は、条例で定める。

(監査委員)

第13条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、組合長が組合議会の同意を得て、識見を有する者及び組合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任された者は4年とし、組合議員のうちから選任された者はその議員の任期によるものとする。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

### 第4章 組合経費



(組合の経費の支弁の方法)

第14条 組合に必要な経費は、次の各号に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 使用料及び手数料
- (2) 国及び県の補助金
- (3) 地方債
- (4) 関係市町の負担金
- (5) その他の収入  
(負担金)

第15条 関係市町は、前条第1号から第3号まで及び第5号の収入の合計額が支弁する経費に不足するときは、別表で算出して得た額を負担しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成31年4月1日から施行する。

(事務等の承継)

2 組合は、平成31年3月31日をもって解散する飯塚市・桂川町衛生施設組合及びふくおか県央環境施設組合の財産及び事務を承継する。

別表(第15条関係)

経費区分		負担割合	市町
1	議会及び総務に関する経費 (15の項及び16の項を除く。)	前年度負担額(当該年度経費と前年度経費に差額が生じた場合は、その差額を人口割)	飯塚市 嘉麻市 桂川町 小竹町
2	桂苑に関する経費	実績割 100%	飯塚市 桂川町
3	穂波苑に関する経費	実績割 100%	飯塚市 桂川町
4	筑穂園に関する経費	実績割 100%	飯塚市 桂川町
5	ごみ燃料化センターに関する経費	均等割 40% 人口割 60%	飯塚市 嘉麻市
6	リサイクルセンターに関する経費	均等割 40% 人口割 60%	飯塚市 嘉麻市

7	汚泥再生処理センターに関する経費	均等割 40% 人口割 60%	飯塚市 嘉麻市 小竹町
8	飯塚市清掃工場及び埋立処分場に関する経費	全額	飯塚市
9	飯塚市リサイクルプラザに関する経費	全額	飯塚市
10	飯塚市環境センターに関する経費	全額	飯塚市
11	飯塚市斎場に関する経費	実績割 100%	飯塚市 小竹町
12	嘉麻市嘉麻クリーンセンター及び最終処分場に関する経費	全額	嘉麻市
13	嘉麻市嘉麻浄化センターに関する経費	全額	嘉麻市
14	嘉麻市嘉麻斎場に関する経費	全額	嘉麻市
15	桂苑、穂波苑、筑穂園の総務に関する人件費	飯塚市 70% 桂川町 30%	飯塚市 桂川町
16	ごみ燃料化センター、リサイクルセンター及び汚泥再生処理センターの総務に関する人件費	均等割 40% 人口割 60%	飯塚市 嘉麻市 小竹町

(備考)

- 平成31年度の負担金の算出については、別表1の項負担割合の欄中「前年度負担額」とあるのは「前年度に係る市町が別表1の項経費区分に係るものとして負担した額」と、「前年度経費」とあるのは「前年度に別表1の項経費区分で要した経費の額」と読み替える。
- 人口割の算定に用いる人口は、当該年度の前年度の9月末日現在の住民基本台帳によるものとする。
- 別表2の項及び3の項の経費に係る実績割の実績は、前々年度の搬入量とする。ただし、飯塚市の実績は、廃置分合前の嘉穂郡穂波町及び同郡筑穂町の区域からの搬入量とする。
- 別表4の項及び11の項の経費に係る実績割の実績は、前々年度の火葬件数とする。
- 別表5の項及び6の項の経費に係る均等割の関係市町の負担割合は、飯塚市を3分の2、嘉麻市を3分の1とする。

- 6 別表5の項から7の項まで及び16の項の人口割の算定において、飯塚市の人口は、廃置分合前の嘉穂郡庄内町及び同郡潁田町の区域に住所を有する者の数とし、嘉麻市の人口は、廃置分合前の嘉穂郡稲築町の区域に住所を有する者の数とする。
- 7 別表7の項及び16の項の経費に係る均等割の関係市町の負担割合は、飯塚市を2分の1、嘉麻市を4分の1、小竹町を4分の1とする。
- 8 地方債の償還に要する経費は、借入年度の負担割合とする。

ふくおか県央環境施設組合同規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、ふくおか県央環境施設組合同規約を次のとおり変更する。

平成30年12月7日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

ふくおか県央環境施設組合の解散に先立ち、解散後の事務の承継について地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第218条の2の規定により特別の定めをするため、ふくおか県央環境施設組合同規約を変更する必要性が生じたので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものである。

ふくおか県央環境施設組合同規約の一部を変更する規約

ふくおか県央環境施設組合同規約(平成18年地第6877号)の一部を次のように変更する。

第15条を第16条とし、第14条の次に次の1条を加える。

(組合の解散)

第15条 組合の解散があった場合においては、飯塚市、嘉麻市、桂川町及び小竹町が新たに設立する環境衛生施設管理に係る一部事務組合(以下「広域施設組合」という。)がその事務を承継する。

2 前項の場合において、組合長が調製した決算については、広域施設組合の管理者においてこれを監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会の認定に付することとする。

附 則

この規約は、福岡県知事の許可の日から施行する。

ふくおか県央環境施設組合同規約 資料(新旧対照表)

新	旧
<p>(組合の解散)</p> <p><u>第15条 組合の解散があった場合においては、飯塚市、嘉麻市、桂川町及び小竹町が新たに設立する環境衛生施設管理に係る一部事務組合(以下「広域施設組合」という。)がその事務を承継する。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、組合長が調製した決算については、広域施設組合の管理者においてこれを監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会の認定に付することとする。</u></p> <p>(その他)</p> <p>第16条 略</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、福岡県知事の許可の日から施行する。</p>	<p>(その他)</p> <p>第15条 略</p>

ふくおか県央環境施設組合の解散について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第288条の規定により、平成31年3月31日限り、ふくおか県央環境施設組合を解散する。

平成30年12月7日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

ふくおか県央環境施設組合を解散することについて関係団体と協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものである。

ふくおか県央環境施設組合の解散に伴う財産処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第289条の規定により、ふくおか県央環境施設組合の解散に伴う財産処分を、次のように関係団体の協議の上、定めるものとする。

平成30年12月7日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

ふくおか県央環境施設組合の解散に伴う財産処分について関係団体と協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものである。

ふくおか県央環境施設組合の解散に伴う財産処分に関する協議書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第289条の規定により、ふくおか県央環境施設組合の解散に伴う財産処分を次のとおり定める。

ふくおか県央環境施設組合の財産は、すべて飯塚市、嘉麻市、桂川町及び小竹町が新たに設立する環境衛生施設管理に係る一部事務組合に帰属させる。

飯塚市、嘉麻市、桂川町及び小竹町が新たに設立する環境衛生施設管理に係る一部事務組合に帰属させる財産

1. 公有財産

土地及び建物

(単位：㎡)

区 分	土 地 (地 積)	建 物			
		木 造 (延面積)	非木造 (延面積)	延面積計	
公有財産	ごみ処理場 (ごみ燃料化センター)	8,883.82	0	5,160.57	5,160.57
	ごみ処理場 (リサイクルセンター)	30,620.00	0	3,347.00	3,347.00
	し尿処理施設 (汚泥再生処理センター)	49,615.00	0	4,570.00	4,570.00
合 計	89,118.82	0	13,077.57	13,077.57	

2. 有価証券

(単位：千円)

区 分	30年度末現在高見込額
大牟田リサイクル発電株式会社 株券	1,500

3. 基 金

(単位：千円)

区 分	30年度末現在高見込額
施設整備基金(ごみ処理施設)	3
施設整備基金(し尿処理施設)	39,426
財政調整基金(ごみ処理)	650,395
財政調整基金(し尿処理)	184,346

4. 物 品(1件10万円以上のもの)

区 分	個数	区 分	個数
案内板	1	電動フォークリフト	1
事務室両袖机	1	ドラフトチャンバー	1
ノートパソコン	3	中央実験台	1
耐火金庫	1	サイド実験台	1
4t ダンプ	2	薬品戸棚	1
高圧洗浄機	2	流し台	1
冷凍庫	1	ジャーテスター	1
施設紹介ビデオ用テレビ	1	電子天秤	1
応接セット	1式	DO計	1
フォークリフト	3	遠心分離機	1



区 分	個数	区 分	個数
電気溶接機	1	定温乾燥機	1
PHメーター	1	多項目迅速水質分析計	1
ハンマーナイフローター	2	純水製造装置	1
パワー油圧ショベル	1	マッフル炉	1
全旋回式ゴムクローラーキャリア	1	携帯用水分計	1
酸素・硫化水素濃度計	2	DVDビデオ映写設備	1式
ポータブル溶存酸素計	1	軽トラック(ダンプ)	1
図面キャビネット	1式	溶存酸素計	1
半自動溶接機	1式	パイプ足場	1
2tダンプカー	1式	合 計	49
冷蔵庫	2		

## 5. 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
リサイクルプラザ及び一般廃棄物処分場建設に伴う筒野区への協力金	平成24年度から最終処分場の埋立てが完了するまで	年額375千円を平成24年度から最終処分場の埋立てが完了するまでの額
リサイクルプラザ及び一般廃棄物処分場建設に伴う入水区への協力金	平成24年度から最終処分場の埋立てが完了するまで	年額200千円を平成24年度から最終処分場の埋立てが完了するまでの額
リサイクルプラザ及び一般廃棄物処分場建設に伴う赤坂区への協力金	平成24年度から最終処分場の埋立てが完了するまで	年額1,000千円を平成24年度から最終処分場の埋立てが完了するまでの額
ごみ燃料化施設建設に伴う東岩崎行政区への協力金	平成28年度からごみ燃料化センターが廃止になるまで	年額1,437千円を、平成28年度からごみ燃料化センターが廃止になるまでの額
汚泥再生処理センター建設に伴う鴨生第二町内会地域の生活環境の増進を図るための助成金	平成18年度 ) 平成32年度	20,775
大牟田リサイクル発電株式会社に対する一般廃棄物処理委託	平成30年度 ) 平成34年度	平成30年度から平成34年度までの原価主義に基づき設定されるRDF処理単価に計画供給量を乗じた額

## 6. 地方債

(単位：千円)

区 分	30年度末現在高見込額
し尿処理施設整備事業	207,765

飯塚市・桂川町衛生施設組合同規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、飯塚市・桂川町衛生施設組合同規約を次のとおり変更する。

平成30年12月7日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

飯塚市・桂川町衛生施設組合の解散に先立ち、解散後の事務の承継について地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第218条の2の規定により特別の定めをするため、飯塚市・桂川町衛生施設組合同規約を変更する必要性が生じたので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものである。

飯塚市・桂川町衛生施設組合同規約の一部を変更する規約

飯塚市・桂川町衛生施設組合同規約(平成18年地第6365号)の一部を次のように変更する。

第15条の次に次の1条を加える。

(組合の解散)

第16条 組合の解散があった場合においては、飯塚市、嘉麻市、桂川町及び小竹町が新たに設立する環境衛生施設管理に係る一部事務組合(以下「広域施設組合」という。)がその事務を承継する。

2 前項の場合において、組合長が調製した決算については、広域施設組合の管理者においてこれを監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会の認定に付することとする。

附 則

この規約は、福岡県知事の許可の日から施行する。

飯塚市・桂川町衛生施設組合同規約 資料(新旧対照表)

新	旧
<p>(組合の解散)</p> <p><u>第16条 組合の解散があった場合においては、飯塚市、嘉麻市、桂川町及び小竹町が新たに設立する環境衛生施設管理に係る一部事務組合(以下「広域施設組合」という。)がその事務を承継する。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、組合長が調製した決算については、広域施設組合の管理者においてこれを監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会の認定に付することとする。</u></p> <p>附 則</p> <p>この規約は、福岡県知事の許可の日から施行する。</p>	

飯塚市・桂川町衛生施設組合の解散について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第288条の規定により、平成31年3月31日限り、飯塚市・桂川町衛生施設組合を解散する。

平成30年12月7日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

飯塚市・桂川町衛生施設組合を解散することについて関係団体と協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものである。

飯塚市・桂川町衛生施設組合の解散に伴う財産処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第289条の規定により、飯塚市・桂川町衛生施設組合の解散に伴う財産処分を、次のように関係団体の協議の上、定めるものとする。

平成30年12月7日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

飯塚市・桂川町衛生施設組合の解散に伴う財産処分について関係団体と協議したので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものである。

飯塚市・桂川町衛生施設組合の解散に伴う財産処分に関する協議書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第289条の規定により、飯塚市・桂川町衛生施設組合の解散に伴う財産処分を次のとおり定める。

飯塚市・桂川町衛生施設組合の財産は、すべて飯塚市、嘉麻市、桂川町及び小竹町が新たに設立する環境衛生施設管理に係る一部事務組合に帰属させる。

飯塚市、嘉麻市、桂川町及び小竹町が新たに設立する環境衛生施設管理に係る一部事務組合に帰属させる財産

1. 公有財産 土地及び建物

(単位：㎡)

区 分	土 地 (地 積)	建 物			
		木 造 (延面積)	非 木 造 (延面積)	延面積計	
公 有 財 産	ごみ処理場 (桂 苑)	26,783.00	0	4,566.08	4,566.08
	し尿処理場 (穂波苑)	13,176.00	0	5,077.08	5,077.08
	火 葬 場 (筑穂園)	12,286.00	0	515.80	515.80
合 計	52,245.00	0	10,158.96	10,158.96	

2. 基 金

(単位：千円)

区 分	30年度末現在高見込額
施 設 償 却 準 備 基 金	1,109,164
財 政 調 整 基 金	491,702

3. 物 品 (1件10万円以上のもの)

区 分	個 数	区 分	個 数
電気溶接機	1	書庫	1式
ショベルローダー	1	直示天秤 (分析用)	1
小型貨物車	3	ジャーテスター	1
テレビモニター	1	パーテーションパネル	4式
テレビ台 (電動昇降式)	1	応接ソファ	1
ロビーチェア	2	会議テーブル	1
ティーサーバー	1	小型乗用車	2
会議録音システム	1	高圧洗浄機	2
半自動溶接機	1	高圧洗車機	1
フォークリフト	2	赤外線水分計	1
祭 壇	1	スポットクーラー	1
真空掃除機 (粉塵・吸水両用)	2	電動キャリア台車	1
エアシャワー	1	電動チェーンブロック	1
中央実験台	1	軽トラック	1
薬品冷蔵庫	1	液晶テレビ (50型) (55型)	2
分煙機	3	台ばかり (防水・防塵)	1
BOD測定機器	1式	自動古畳切断機	1式
COD測定機器	1式	UF膜浸漬保管用水槽	1
SS測定機器	1式	エアラインマスク	12
蒸留水製造装置	1式	合 計	63

## 4. 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
パソコン借上料(事務局)	平成30年度 ┆ 平成33年度	400
ゲートウェイセキュリティ装置借上料(事務局)	平成30年度 ┆ 平成33年度	400
パソコン借上料(穂波苑)	平成30年度 ┆ 平成33年度	480
パソコン借上料(桂苑)	平成30年度 ┆ 平成33年度	480
コピー機(ファックス付)借上料(桂苑)	平成30年度 ┆ 平成33年度	576
AED(自動体外除細動器)借上料(穂波苑)	平成30年度 ┆ 平成33年度	236
AED(自動体外除細動器)借上料(桂苑)	平成30年度 ┆ 平成33年度	236
AED(自動体外除細動器)借上料(筑穂園)	平成30年度 ┆ 平成33年度	236
公用車(小型乗用)借上料(桂苑)	平成30年度 ┆ 平成34年度	1,770
警備業務委託料(事務局)	平成31年度 ┆ 平成34年度	576
警備業務委託料(穂波苑)	平成31年度 ┆ 平成34年度	792
警備業務委託料(桂苑)	平成31年度 ┆ 平成34年度	576
パソコン借上料(事務局)	平成31年度 ┆ 平成34年度	548
コピー機(ファックス付)借上料(穂波苑)	平成31年度 ┆ 平成34年度	576
公用車(小型乗用)借上料(事務局)	平成31年度 ┆ 平成35年度	2,080

## 市道路線の廃止

次のとおり市道路線を廃止するものとする。

平成30年12月7日提出

飯塚市長 片 峯 誠

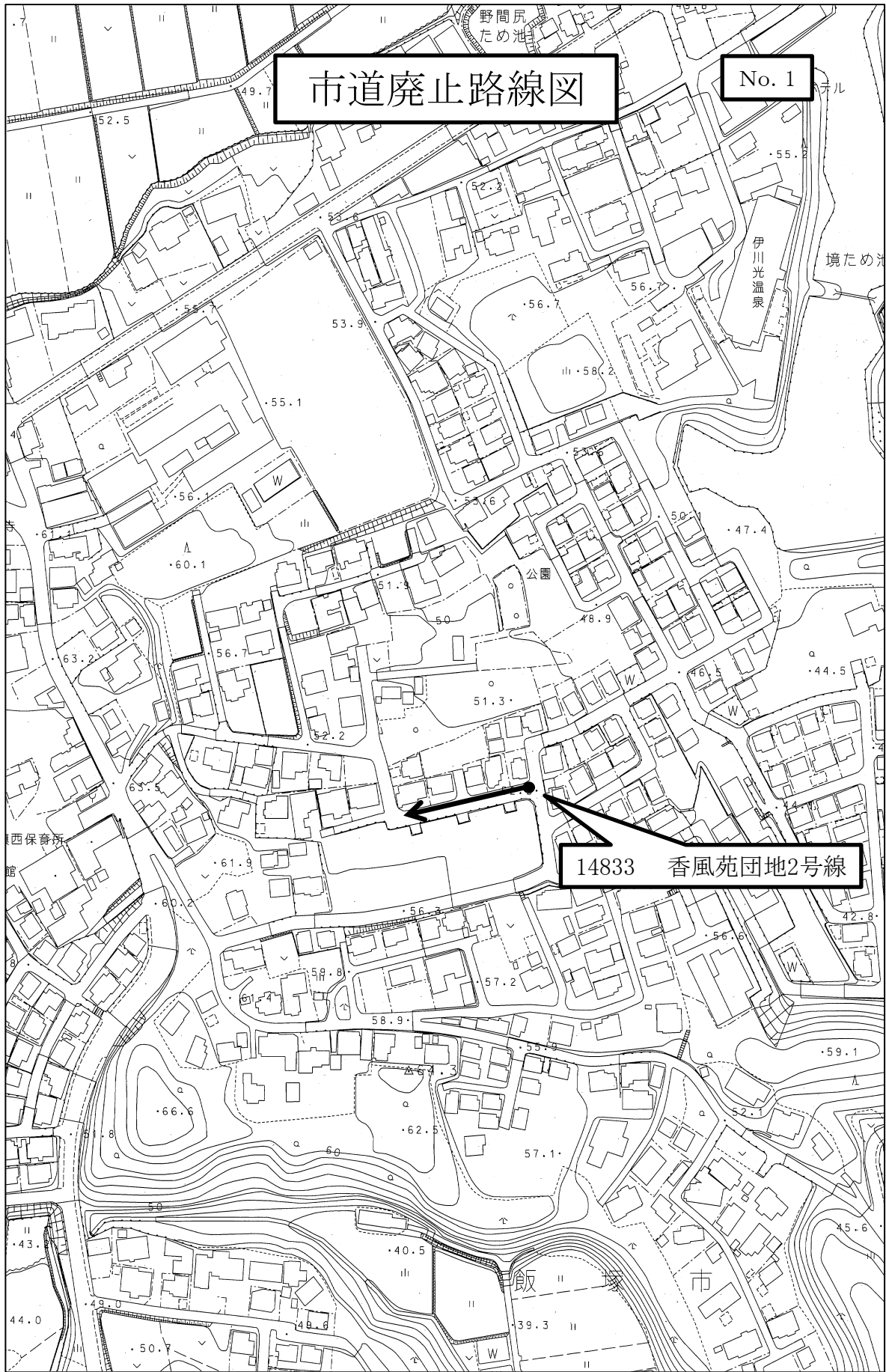
## 提案理由

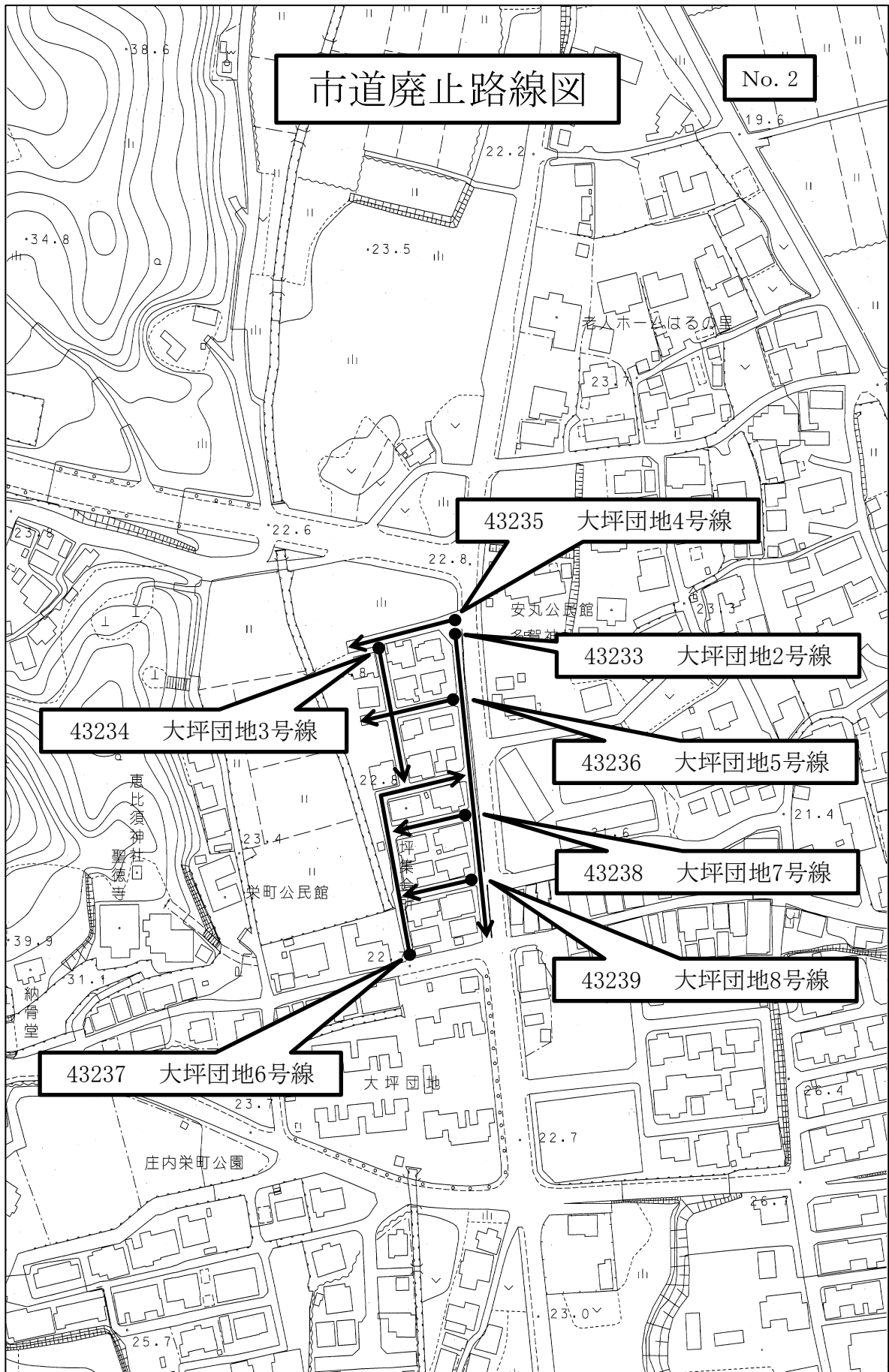
道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき市道路線を廃止するにあたり、同条第3項の規定により議決を求めるものである。

## 市道廃止路線明細

一連 番号	路線 番号	路線名	起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)	図面 番号
1	14833	香風苑団地2号線	大日寺512-249地先	大日寺512-262地先	7.8	73.8	No.1
2	43233	大坪団地2号線	綱分1407-15地先	綱分1407-5地先	4.3	130.5	No.2
3	43234	大坪団地3号線	綱分1407-12地先	綱分1407-11地先	4.1	59.3	No.2
4	43235	大坪団地4号線	綱分1452-1地先	綱分1407-12地先	5.2	52.5	No.2
5	43236	大坪団地5号線	綱分1407-25地先	綱分1407-11地先	4.1	45.0	No.2
6	43237	大坪団地6号線	綱分1461-4地先	綱分1407-4地先	4.5	108.9	No.2
7	43238	大坪団地7号線	綱分1407-4地先	綱分1407-11地先	4.3	35.5	No.2
8	43239	大坪団地8号線	綱分1407-4地先	綱分1461-4地先	4.2	33.8	No.2
				合 計		539.3	







市道廃止路線図

No. 2

- 43235 大坪団地4号線
- 43233 大坪団地2号線
- 43234 大坪団地3号線
- 43236 大坪団地5号線
- 43238 大坪団地7号線
- 43239 大坪団地8号線
- 43237 大坪団地6号線

## 市道路線の認定

次のとおり市道路線を認定するものとする。

平成30年12月7日提出

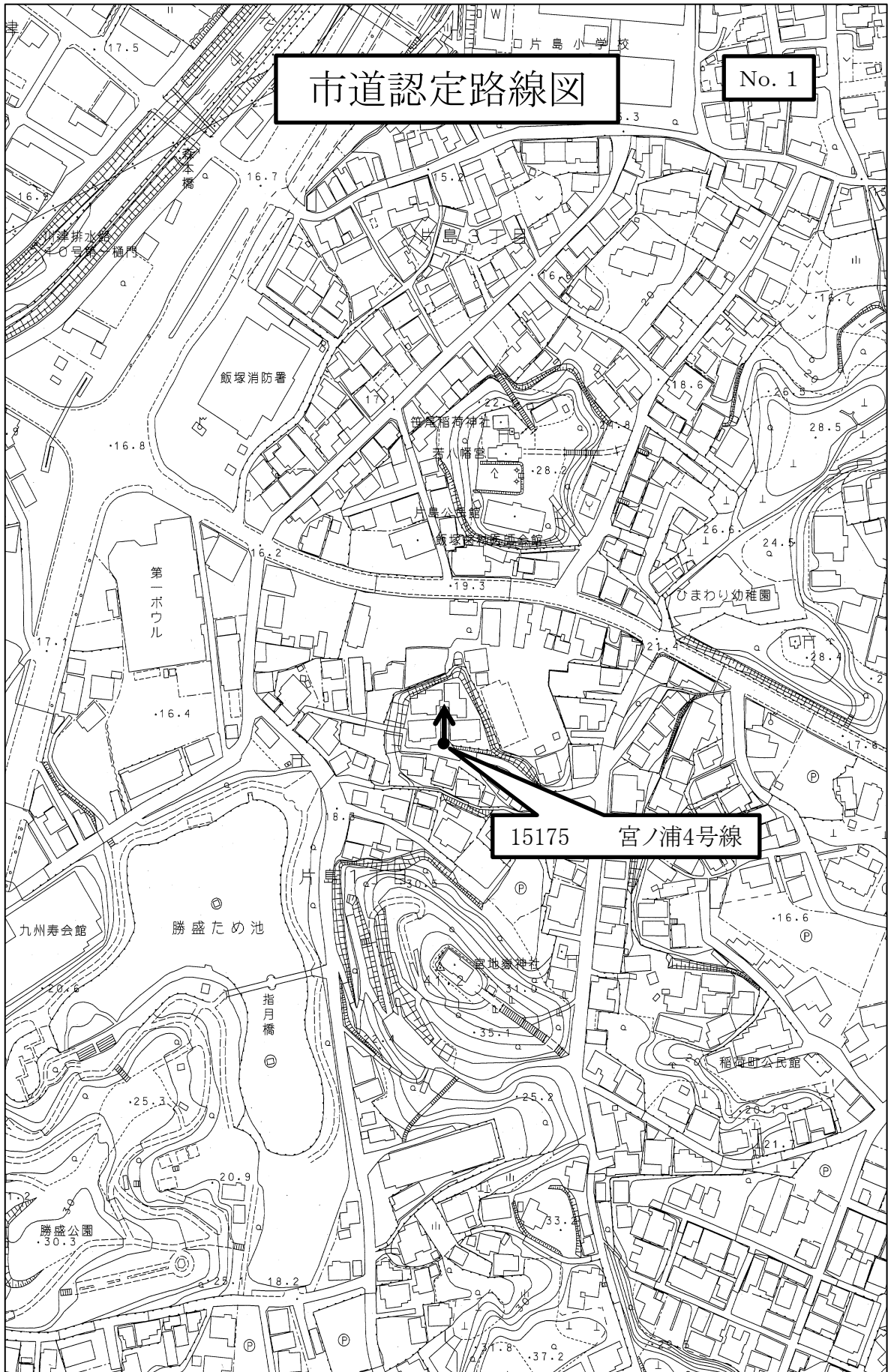
飯塚市長 片 峯 誠

## 提案理由

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定するにあたり、同条第2項の規定により議決を求めるものである。

## 市道認定路線明細

一連 番号	路線 番号	路線名	起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)	図面 番号
1	15175	宮ノ浦4号線	片島一丁目580-147地先	片島一丁目580-150地先	4.7	23.0	No. 1
2	15176	グレースビュー伊岐須3号線	伊岐須1-399地先	伊岐須1-409地先	6.9	184.5	No. 2
3	15177	香風苑団地4号線	大日寺512-249地先	大日寺512-77地先	7.3	154.0	No. 3
4	23382	汐井川・ヤリ水2号線	平塚587-1地先	長尾288-1地先	4.1	290.0	No. 4
5	33545	椿・古川3号線	椿34-10地先	椿34-9地先	6.2	82.7	No. 5
6	43434	大坪団地15号線	綱分1461-4地先	綱分1407-11地先	5.5	45.5	No. 6
7	43435	鳥羽1号線	有井355-125地先	有井355-138地先	6.2	72.0	No. 7
8	43436	鳥羽2号線	有井355-127地先	有井355-128地先	6.2	25.0	No. 7
9	43437	鳥羽3号線	有井355-131地先	有井355-132地先	6.2	25.0	No. 7
				合 計		901.7	



市道認定路線図

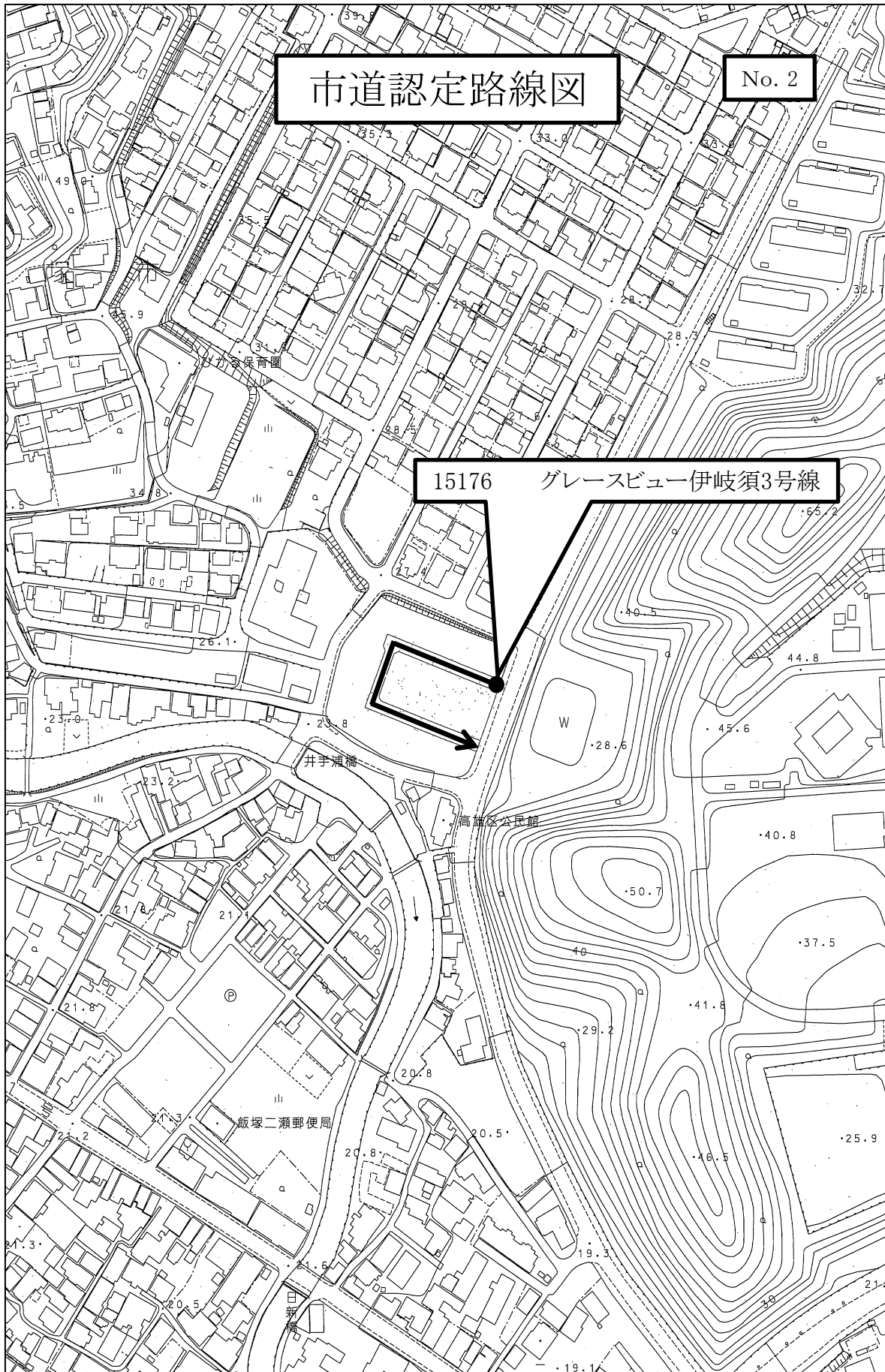
No. 1

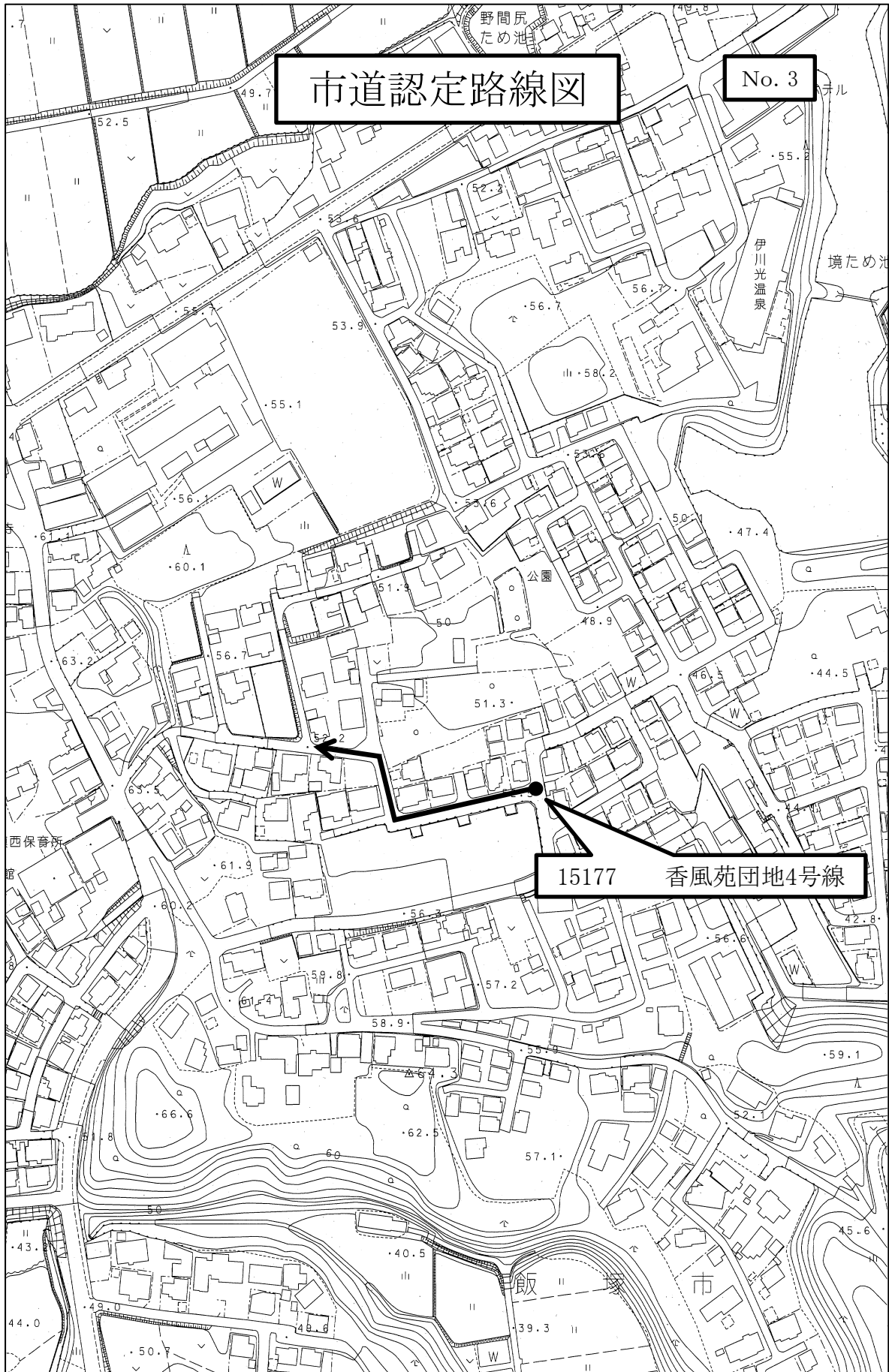
15175 宮ノ浦4号線

市道認定路線図

No. 2

15176 グレースビュー伊岐須3号線

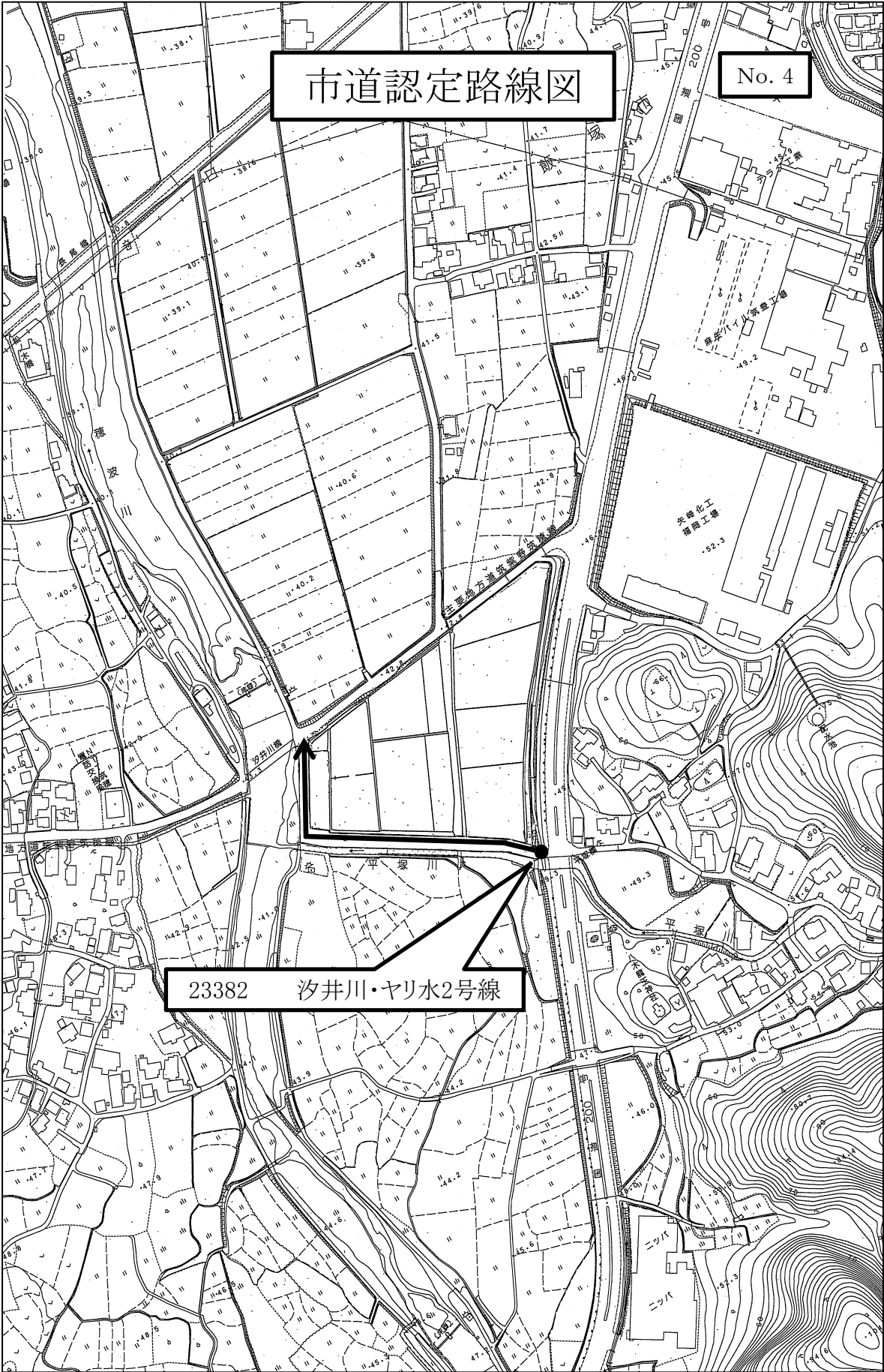




市道認定路線図

No. 3

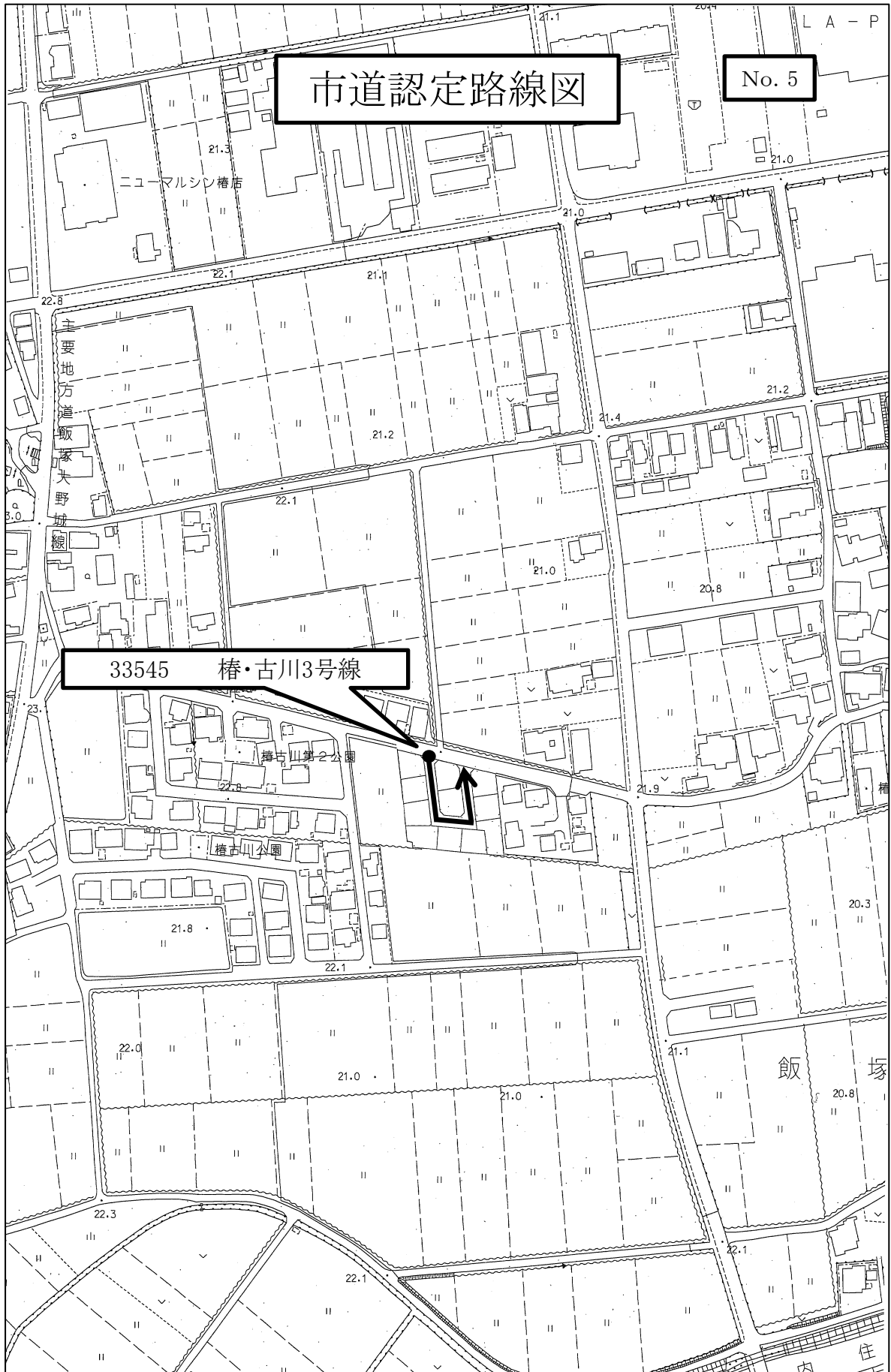
15177 香風苑団地4号線



市道認定路線図

No. 4

23382 汐井川・ヤリ水2号線

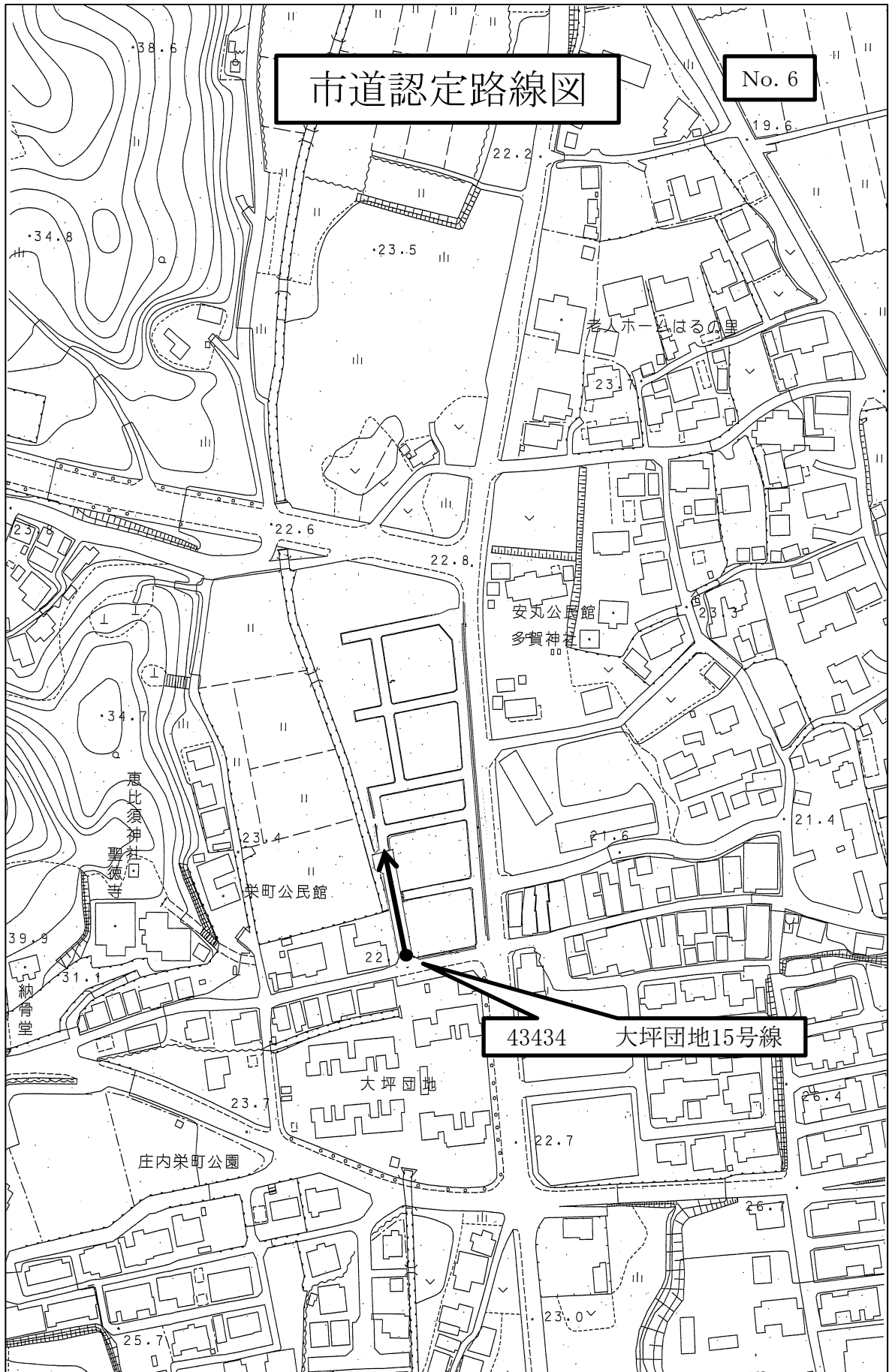


市道認定路線図

No. 5

33545 椿・古川3号線

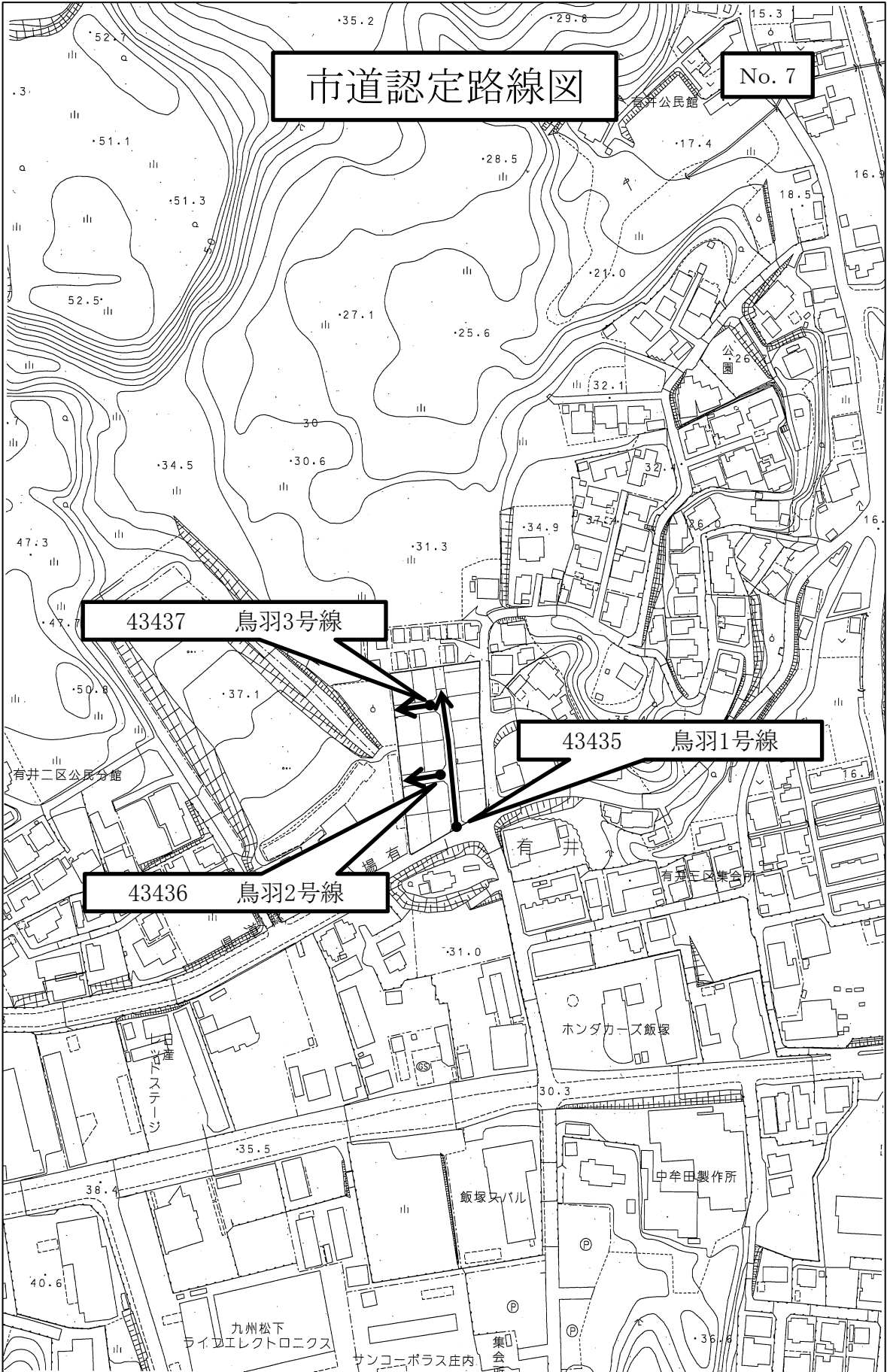




市道認定路線図

No. 6

43434 大坪団地15号線



市道認定路線図

No. 7

43437 鳥羽3号線

43435 鳥羽1号線

43436 鳥羽2号線